

実証類型番号：8

「カメラ、リモート監査システム等を活用した施設・設備等の遠隔検査の実証」の対象となる法令等と所管府省庁等

No.	法令等	所管府省庁等
1	火薬類取締法施行規則第44条の7第2項	経済産業省
2	火薬類取締法施行規則第44条の9第2項	経済産業省
3	地力増進法第16条第1項・第2項	農林水産省
4	地力増進法第17条第1項・第4項	農林水産省
5	高圧ガス保安法第59条の35第1項	経済産業省
6	高圧ガス保安法第62条第1項・第2項・第3項・第4項・第5項	経済産業省
7	(大分県)火薬類取締法施行細則第8条第2項	大分県